

行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

7 規制改革・民間開放の推進

(4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA(規制影響分析)の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続き RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成 18 年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

8 政策評価の改善・充実

政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。平成 17 年 12 月 16 日改定。)等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。

ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。

イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。

ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。